

田辺市立小中学校のあり方検討委員会会議傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市立小中学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 検討委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を所定の用紙に記入の上、委員長の許可を得て、係員の指示を受けなければならない。

(傍聴を許可されない者)

第3条 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険と認められる器物又は薬品等を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長において取締り上必要があると認める者

(会議席への入場禁止)

第4条 検討委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、いかなる事由があっても、会議席へ入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 帽子をかぶらないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (5) 騒がしくし、又は会議の妨害となるような挙動をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 携帯電話等の通信機器類については、会議の妨げにならないよう電源を切る等の操作を行うこと。
- (8) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議を軽視し、又は委員会の品位を傷つけるような言動をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 前条の規定を守らない者には、委員長は、これを制止し、なお改めない者には、退場を命ずる。

第7条 傍聴人は、傍聴の禁止又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

ない。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(傍聴人数の制限)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人数を制限することができる。

(傍聴券の発行)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行することができる。この場合、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(委員長の指示)

第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。